

議案第13号

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例

新居浜市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「37,500円」を「37,800円」に改め、同項第2号及び第3号中「56,200円」を「56,700円」に改め、同項第4号中「63,700円」を「64,200円」に改め、同項第5号中「75,000円」を「75,600円」に改め、同項第6号中「90,000円」を「90,700円」に改め、同号ア中「という」を「という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ」に改め、同項第7号中「93,700円」を「94,500円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「112,500円」を「113,400円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「127,500円」を「128,500円」に改め、同項第10号中「135,000円」を「136,000円」に改め、同項第

11号中「138,700円」を「139,800円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「33,700円」を「34,000円」に改める。

第20条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第6条中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」を「租税特別措置法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

新居浜市介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険法施行令の改正を踏まえた保険料率の改定を行うため、及び介護保険法の一部改正に伴い、被保険者等に関する調査に係る罰則の対象を第2号被保険者の配偶者等に拡大するため、本案を提出する。